

# 保育サービス相談員からの アドバイス集

相談員によく寄せられる相談や質問をまとめたアドバイス集です。  
保育施設等の申込みや保育サービスの利用を検討する際の参考に、是非ご一読ください。

## 1 お申込みの前に…

- Q1 同じ小学校に通うお友達を作りたいので、小学校の近くにある保育施設等や幼稚園を探しています。施設の場所は何を見れば分かりますか？
- Q2 保育施設等の利用を申し込むときは、多くの施設を希望した方がいいのでしょうか？第1希望の施設だけを希望した方が、優先されるという噂も聞きますが…。
- Q3 保育施設等の空き枠は公表していますか？
- Q4 来年4月1日に保育所の入所を希望しています。最初の利用調整時は気に入っている保育所のみを希望しようかと思っていますが、小規模保育事業や家庭的保育事業は、待機になってしまっから希望を追加しても入れますか？
- Q5 指数は何点あれば確実に保育施設等に入所できますか？
- Q6 4月1日の一斉申込みで保育施設等に入所できるのは何割くらいですか？また、年度途中で入所することもできますか？
- Q7 保育施設等の年度途中入所と翌年4月1日入所を希望しています。いつ申込すればよいですか？
- Q8 保育施設等の利用調整の際、希望順位が高い方が優遇されると聞きましたが、本当ですか？
- Q9 見学していないと利用調整において不利になりますか？
- Q10 保育施設等を見学する際のポイントを教えてください。
- Q11 昨年度保育施設等の申込みをした際、待機となったため、いったん申込みを取り下げました。今年度改めて申込みしたいのですが、前回申込みを取り下げたことで今回の利用調整で不利になりますか？
- Q12 保育料を調べたいのですが、何を見れば分かりますか？
- Q13 保育施設等の2歳児クラスに申込みます。4月3日で3歳の誕生日を迎えますが、保育料は翌月から変わりますか？

## 2 申込み手続きについて

- Q14 市外に居住している場合も申込みすることはできますか？
- Q15 居住している区とは異なる区の保育施設等も申込みすることができますか？
- Q16 育児休業から復職後は育児短時間勤務制度を利用する予定です。勤務証明書はどのように書いてもらえばよいですか？
- Q17 2か所の事業所で就労しています。合わせてひと月64時間以上働いていれば保育施設等の利用は可能ですか？
- Q18 求職活動中で利用申し込みをしていましたが、後日就労が決まりました。何か手続きは必要ですか？
- Q19 利用申込みをした後で、家庭の状況や、子どものアレルギーなど発達・健康状況に変化があった場合、連絡は必要ですか？
- Q20 保育施設等の申込みをしましたが、もう少し希望施設を追加したいと思っています。どのようにしたらよいですか？電話でも対応してもらえますか？

### 3 施設等の概要について

- Q21 小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業は、保育所よりも施設も小規模ですが、職員の配置などはどう違うのですか？
- Q22 地域型保育事業の多くは園庭がないと聞きますが、外遊びなどはどうしているのですか？
- Q23 地域型保育事業を利用した場合、子どもが3歳の誕生日を迎えたら年度途中で退園になるのですか？
- Q24 小規模保育施設等で連携施設を設定している場合、卒園後は連携施設に必ず入所できますか？
- Q25 認定こども園は「幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設」とありますが、具体的にどのような生活を送るのですか？
- Q26 毎日ではなく、時々保育施設等を利用したいのですが、この場合も区役所等での申し込みが必要ですか？
- Q27 日曜日や祝日に預けられる保育所はありますか？

### 4 利用待機となってしまったら

- Q28 保育施設等の申し込みをしましたが、待機になってしまいました。保育施設以外の預け先があれば教えてください。
- Q29 保育施設等の4月1日一斉入所に申し込みをしましたが、待機通知が届きました。もう4月1日に入所する手段はないですか？
- Q30 求職活動中ですが利用待機となりました。指数がフルタイムで就労している人に比べて低く、簡単に入所が決まりそうにありません。何かアドバイスをいただけませんか？
- Q31 希望する保育施設に決まらなかったため、認可外保育施設の利用も検討しています。施設を決めるのに、何かアドバイスをいただけませんか？
- Q32 求職活動中で申し込みして待機になった場合、支給認定期間が3か月で切れてしまいます。再申込は必要ですか？
- Q33 現在第一子の育児休業中で、保育所の申し込みをしていますが待機になっています。その間に第二子を妊娠したら、現在の申し込みは取下げなければなりませんか？
- Q34 待機となりましたが、その後生活状況が変わり、保育施設等を申込み必要がなくなりました。どうしたらよいですか？
- Q35 仙台市が公表する待機児童数に含まれないと、その後の利用調整で不利になると聞いたことがあります。本当でしょうか？

### 5 幼稚園について

- Q36 夫婦共働きの場合は、幼稚園の利用は難しいですか？
- Q37 幼稚園利用料はどのようになりますか？
- Q38 幼稚園の利用には、どのようなメリットがありますか？

## 1 お申込みの前に…

**Q1** 同じ小学校に通うお友達を作りたいので、小学校の近くにある保育施設等や幼稚園を探しています。施設の場所は何を見れば分かりますか？

仙台市ホームページの「[保育施設等の利用を希望されるみなさまへ](#)」の中で、[保育施設等マップ](#)（せんだいくらしのマップ）へのリンクを貼っていますのでご活用ください。小学校やご自宅、職場などに近い保育施設を探することができます。もちろん区役所の窓口や電話でも確認できますので、お気軽にご相談ください。

**Q2** 保育施設等の利用を申込みときは、多くの施設を希望した方がいいのでしょうか？  
第1希望の施設だけを希望した方が、優先されるといふ噂も聞きますが…。

1つの施設のみを希望する方を優先することは全くありません。もちろん、申込み施設の数が多いほど、入所内定となる割合も高くなります。新しくできた施設を除くと、0歳児以外は持ち上りの関係で利用可能枠が限定的となるため、できるだけ多くの施設を申込んでいただくことをご検討ください。

ただし、利用のあっせんを受けた希望施設等の利用を辞退された場合は、対象年度内の利用調整において利用の優先度が低くなりますので、見学などを行ったうえで確実にご利用可能な施設のみをご希望ください。

**Q3** 保育施設等の空き枠は公表していますか？

保育施設等の利用調整は月2回行われ、空き枠の状況がすぐ変わるため、随時の公表は行っていません。なお、仙台市のホームページでは、[過去の毎月初日時点の施設ごと・年齢ごとの利用児童数と入所待ち児童数](#)を公表していますので、それをもとにある程度見当をつけることもできます。例えば、ご希望の年齢で入所待ち児童数がある施設は空き枠がないことを示していますし、前年度の同時期と比較して利用児童数が少ない場合は、今年度はまだ空き枠がある可能性があります。

もちろん、各区役所の窓口にお問い合わせいただければ、その時点で提示可能な情報をご案内できますので、お気軽にお問い合わせください。

**Q4 来年4月1日に保育所の入所を希望しています。最初の利用調整時は気に入っている保育所のみを希望しようかと思っていますが、小規模保育事業や家庭的保育事業は、待機になってしまってから希望を追加しても入れますか？**

小規模保育事業や家庭的保育事業など、子ども・子育て支援新制度で新しく認可事業となった施設でも、最近は市民の皆さまにも周知されており、施設にもよりますが1次の利用調整から多くの利用希望をいただいている状況です。その後行われる2次調整の方が空き枠が少なく、入所の可能性は低くなりますので、4月にお仕事に復帰しなければならない等、どうしても保育施設等の利用を決めなければならない方は、初めから申込みすることをご検討ください。

**Q5 指数は何点あれば確実に保育施設等に入所できますか？**

希望する施設の年齢ごとの受入可能枠数と、入所希望者数にも左右されるため、確実に入所できる点数をお示しすることはできません。希望する施設ごとに指数に基づき利用調整を行うので、複数の施設を希望することで、入所の可能性は高くなります。

**Q6 4月1日の一斉申込みで保育施設等に入所できるのは何割くらいですか？  
また、年度途中で入所することもできますか？**

平成31年4月1日の一斉入所で新規に申し込まれた方のうち、入所できた方はおよそ9割弱となっています。4月の一斉入所は、3月の卒園や異動などにより受入枠が多く確保できるため、年度途中よりも入所できる可能性が高くなる傾向はありますが、年度途中でも児童の退園などがありますので、毎月2回の利用調整で入所できる可能性はあります。保護者の方の状況に合わせて、入所をお待ちいただくか、他施設を利用されるか等をご検討ください。

**Q7 保育施設等の年度途中入所と翌年4月1日入所を希望しています。いつ申込みをすればよいですか？**

年度途中入所をご希望の場合は、各月2回の利用開始日の締切日までにお申込みください。併せて、翌年4月1日の入所を希望する場合は、例年11～12月に行う一斉入所分にも別途お申込みください。なお、先に年度途中入所が決定した際に、一斉入所分を取下げただけ場合があります。

**Q8 保育施設等の利用調整の際、希望順位が高い方が優遇されると聞きましたが、本当ですか？**

利用調整は、施設・年齢ごとに、その施設を希望している全ての児童を指数で比較し、空枠が埋まるまで、指数が上位の方から決定する方法で行います。希望順位が高い方を優遇するのではなく、希望者の中で指数が高い方から順番にご案内します。

**Q9 見学していないと利用調整において不利になりますか？**

見学の有無は利用の優先度には影響ありませんが、実際に通園可能かどうか、保育施設等での生活・保育方針、給食におけるアレルギーへの対応（アレルギーの内容によっては受入ができない場合があります）など、保育施設等の特色をよく理解していただくために、見学のうえでお申込みいただくことを推奨しています。

**Q10 保育施設等を見学する際のポイントを教えてください。**

見学の際には、必ず保育室の中まで案内してもらい、手洗い場の様子や、清潔さ、保育士さんの動き、児童の表情などを見てください（国で定めた、「[よい保育施設選び10箇条](#)」も参考になります）。また、保育料以外に徴収される費用や実費徴収、延長保育利用料なども見学の際にしっかりご確認ください。

**Q11 昨年度保育施設等の申込みをした際、待機となったため、いったん申込みを取り下げました。今年度改めて申込みしたいのですが、前回申込みを取り下げたことで今回の利用調整で不利になりますか？**

申込みの取り下げということだけで不利になることはありませんので、ご安心ください。同じ年度内の利用調整で、利用のあっせんを受けた希望施設の利用を辞退した場合のみ、その年度の指数同点時の利用調整順位判定において不利になりますが、こちらも翌年度分の申込みには影響ありません。

## Q12 保育料を調べたいのですが、何を見れば分かりますか？

勤務先から交付される『給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』や、自治体で発行する『市県民税（非）課税証明書』などに記載されている、市町村民税所得割額などを参考に試算することができます。

ただし、利用者負担額表の注意書きにも記載していますが、保育料を算定する際に使用する市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除や住宅ローン控除など）を適用しませんので、実際の税額とは異なる場合があります。

また、保育料については、児童の父母の課税額の合計により算定しますが、場合によっては同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計することがあります。

なお、3～5歳児クラスの全ての子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料は、令和元年10月より無償となっています。詳しくは、「[幼児教育・保育の無償化について](#)」をご覧ください。

## Q13 保育施設等の2歳児クラスに申込みます。4月3日で3歳の誕生日を迎えますが、保育料は翌月から変わりますか？

保育料は、利用する年の3月31日現在の満年齢で決定します。お問い合わせの場合、2歳児の保育料のまま変更ありません。

## 2 申込み手続きについて

### Q14 市外に居住している場合も申込みすることはできますか？

利用開始日までに市内に転入される場合は申込みできます。なお、転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要となる場合があります。また、勤務証明書等は転入後の状況が確認できるものが有効となりますので、予めご準備ください。

### Q15 居住している区とは異なる区の保育施設等も申込みすることができますか？

市内の保育施設等であれば申込みできます。1枚の申請書に異なる区の保育施設等を記入して構いません。ただし、申請書の提出先は第1希望の保育施設等がある区の区役所家庭健康課または宮城総合支所保健福祉課となりますのでご注意ください。

**Q16 育児休業から復職後は育児短時間勤務制度を利用する予定です。勤務証明書はどのように書いてもらえばよいですか？**

育児短時間勤務制度は一時的な勤務体系として扱いますので、正規の契約時間で利用調整します。勤務証明書の記入例は、様式の裏面に掲載していますのでそちらもご確認ください。

**Q17 2か所の事業所で働いています。合わせてひと月64時間以上働いていれば、保育施設等の利用は可能ですか？**

2か所以上の事業所で働いている場合は、合計して月64時間以上勤務していることが確認できれば、保育の必要性の事由の「就労」にあたりますので、保育施設等を利用できます。それぞれの事業所から勤務証明書を書いてもらって提出してください。

**Q18 求職活動中で利用申込みをしていましたが、後日就労が決まりました。何か手続きは必要ですか？**

締切日までに申込みをした区役所または宮城総合支所あてに勤務証明書を提出することで、利用調整の指数が変わる場合があります。その他、転居や認可外保育施設等の利用開始、希望施設の変更やご懐妊など、申込み時から状況が変わりましたら、その都度お知らせください。

**Q19 利用申込みをした後で、家庭の状況や、子どものアレルギーなど発達・健康状況に変化があった場合、連絡は必要ですか？**

利用調整において必要となる場合や、入所が内定した際に施設側で受入れる準備をするために必要となる場合がありますので、お申込みした区役所家庭健康課または宮城総合支所保健福祉課へ必ずご連絡ください。

**Q20 保育施設等の申込みをしましたが、もう少し希望施設を追加したいと思っています。どのようにしたらよいですか？電話でも対応してもらえますか？**

希望施設の変更は、お電話でも受け付けが可能です。各利用開始日の申込締切日までに、お申込みをした区役所家庭健康課または宮城総合支所保健福祉課までお気軽にご連絡ください。

### 3 施設の概要について

**Q21 小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業は、保育所よりも施設も小規模ですが、職員の配置などはどう違うのですか？**

それぞれ比較的小さい施設という事業の特性に応じた制度の基準となっており、例えば職員（保育従事者）の配置基準では、小規模保育事業は保育所よりも1名多く配置される制度となっていますし、また家庭的保育事業は児童5人当たり職員2人の配置と、全ての保育施設等で最も手厚い職員配置となっています。事業所内保育事業についても、保育所と同等以上の配置です。

もちろん保育所でも基準以上に配置している施設もあり、一概には比較できませんが、各施設特色をもって保育をしておりますので、まずは見学など情報収集してみてもいかがでしょうか。

**Q22 地域型保育事業の多くは園庭がないと聞きますが、外遊びなどはどうしているのですか？**

施設内に園庭がない場合でも、児童の負担にならない距離の範囲内で、公園などの代替園庭が必ず設定されています。詳しくは見学の際などに、各施設の職員にお尋ねください。

なお、代替園庭であっても、児童1人あたりに確保しなくてはならない面積は3.3㎡/人（2歳児以上）であり、保育所の基準と同じです。

**Q23 地域型保育事業を利用した場合、子どもが3歳の誕生日を迎えたら年度途中で退園になるのですか？**

地域型保育事業は、3歳になった年の年度末までご利用いただけます。卒園後の保育に関しては改めてお申込みが必要になります。なお、保育所や幼稚園等と連携を組み、卒園児入所の優先枠を設定している施設もあり、その枠を利用して連携施設へ入所できる場合があります。各地域型保育事業で設定している連携施設については、「卒園後の受入れに関する連携施設のある地域型保育事業者等一覧」をご覧ください。



**Q24 小規模保育施設等で連携施設を設定している場合、卒園後は連携施設に必ず入所  
できますか？**

連携施設側で確保している特定の小規模保育施設等からの優先枠の数よりも、その枠での入所を希望する人数の方が多い場合は、優先枠を希望する方々の間で利用調整を行い、入所者を決定するので、大変申し訳ありませんが入所を確約できるわけではありません。そのため、連携施設以外の施設についても併せて複数希望することをお勧めします（なお、3歳卒園児が連携施設以外の施設を希望した場合には、調整指数で10点が加点されます）。

**Q25 認定こども園は「幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設」とありますが、具体的に  
どのような生活を送るのですか？**

3歳未満のお子さん（3号認定）には、保育所部分で保育を行います。3歳以上のお子さんについては、保育を必要とするお子さん（2号認定・保育所部分利用）と、保育の必要性を問わず利用可能なお子さん（1号認定・幼稚園部分利用）が、お昼過ぎまでの教育時間を基本的に同じクラスで過ごし、その後は認定時間に応じて2号認定のお子さんの保育を行います（1号認定のお子さんへの預かり保育を行う場合もあります）。詳細については、各施設へお問い合わせください。

なお、利用申込みについては、2・3号認定のお子さんは第1希望の施設がある区の区役所家庭健康課または宮城総合支所保健福祉課へ、1号認定のお子さんはご希望の施設へお申込みください。

**Q26 毎日ではなく、時々保育施設等を利用したいのですが、この場合も区役所等での申込み  
が必要ですか？**

時々の利用の場合は、保育所等で実施している一時預かり事業や、仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」で実施している一時預かりなどをご利用してはいかがでしょうか。いずれも利用する際は、実施施設へ直接お申込みください。

- [保育所等の一時預かり事業](#)
- [「のびすく」の一時預かり](#)

**Q27 日曜日や祝日に預けられる保育所はありますか？**

[休日保育を実施している保育所](#)があります。利用する際は、実施施設へ直接お申込みください。なお、2号または3号の保育認定を受けて保育施設等を利用するおさんは、代わりに平日に利用している施設で利用しない日を設ける場合（週当たりの利用日数が増加しない場合）には、利用料はかかりません。

## 4 利用待機となってしまったら

**Q28** 保育施設等の申込みをしましたが、待機になってしまいました。保育施設以外の預け先があれば教えてください。

待機時のお子様の預け先としては、主に

- ① [幼稚園の預かり保育利用](#)
- ② [認可外保育施設の利用（企業主導型保育事業を含む）](#)
- ③ [保育所等で実施している一時預かりの継続的利用保育の利用](#)

などがあります。いずれの場合も、サービスを利用しながら、認可保育施設等への利用申込を継続することは可能です（保育施設等の利用開始後は併用できないことがあります）。

**Q29** 保育施設等の4月1日一斉入所に申込みをしましたが、待機通知が届きました。もう4月1日に入所する手段はないですか？

1次利用調整で埋まらなかった枠がある保育施設等について、2次利用調整を行うことがあります。待機通知に受入可能施設一覧を同封しておりますのでご覧いただき、希望施設の追加をする場合は締切日までにご連絡ください。

申込みについてはその年度の間は有効となりますが、家庭状況の変更や希望施設の変更がありましたら、その都度ご連絡ください。なお、一時預かり事業や認可外保育施設をご利用いただきながら、申込みを継続することも可能です。

**Q30** 求職活動中ですが利用待機となりました。指数がフルタイムで就労している人に比べて低く、簡単に入所が決まりそうにありません。何かアドバイスをいただけませんか？

例えば、一時預かり事業の継続的利用保育事業や認可外保育施設をご利用しながら就労して、指数をなるべく上げることを検討されてはいかがでしょうか。

また、一時預かりの継続的利用保育事業や認可外保育施設等を、入所申込締切日を含む1か月以上の期間で利用し、在園・通園証明書や利用契約書等の証明資料を提出した場合、指数が同点で並んだ時の優先度が高くなります。

**Q31** 希望する保育施設に決まらなかったで、認可外保育施設の利用も検討しています。施設を決めるのに、何かアドバイスをいただけませんか？

認可外保育施設については、保育環境や特徴が施設により様々に異なるため、見学等によりご自身で施設の状況を確認し、納得したうえでご利用いただくことをお勧めしています。参考までに、仙台市のホームページでは、[国が定める指導監督基準を満たしているという証明書の有無](#)を施設ごとに掲載しています。また、施設を見学する際は、国で定めた「[よい保育施設の選び方十か条](#)」などを参考に、保育者の数や保育の様子、給食の内容などをよく確認されてから決めると良いかと思います。

**Q32** 求職活動中で申込みして待機になった場合、支給認定期間が3か月で切れてしまいます。再申込は必要ですか？

求職活動中で利用待機となっている場合の認定有効期間は、3か月ごとに延長されますので、延長の申込手続きは不要です。

**Q33** 現在第一子の育児休業中で、保育所の申込みをしています。その間に第二子を妊娠したら、現在の申込みは取下げなければなりませんか？

必ず取下げなければならないことはなく、保育が必要な場合は申込みを継続することも可能です。ただし、育児休業中に保育施設等の利用を開始した場合は、利用開始日から2ヶ月以内に復職する必要があります。

**Q34** 待機となりましたが、その後生活状況が変わり、保育施設等を申込み必要なくなりました。どうしたらよいですか？

保育施設等の申込みは、取下げの連絡をいただかない限り、対象年度内は利用調整の対象となり続けます。そのため、限りある利用可能枠を有効に活用するためにも、保育施設等の利用を希望しなくなった場合は、必ずお申込みをした区役所家庭健康課または宮城総合支所保健福祉課まで連絡してください。

**Q35** 仙台市が公表する待機児童数に含まれないと、その後の利用調整で不利になると聞いたことがありますが、本当でしょうか？

待機児童数は、実際に保育施設等の入所をお待ちいただいている児童から、国が指定する条件に該当する児童を除いて計算したものです。これはあくまでも国に報告する統計上の数字ですので、利用調整など入所の手続きには、一切関係ありません。

## 5 幼稚園について

**Q36** 幼稚園の利用も検討していますが、夫婦共働きの場合は、幼稚園の利用は難しいですか？

そんなことはありません。市内全ての私立幼稚園で預かり保育を実施しており、そのうち約半数の施設では夏休みなどの長期休業期間も含めて、保育所と同程度の11時間以上の保育時間を提供しています。預かり保育にかかる料金は幼稚園によって異なりますので、各幼稚園にお問合せください。

**Q37** 幼稚園利用料はどのようになっていますか？

幼稚園には「子ども・子育て支援新制度（新制度）の幼稚園」と「私学助成（従来制度）の幼稚園」の2種類があり、いずれも無償化の対象となります。

「子ども・子育て支援新制度（新制度）の幼稚園」の利用料金は、世帯の前年度の市町村民税の所得割額に応じて市が定めており、その全額が無償となります。

「私学助成（従来制度）の幼稚園」の利用料金は、各園が独自に定めており、月額25,700円を上限に無償となります。

なお、食材料費や行事費など実費徴収となるものもありますので、詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

**Q38** 幼稚園の利用には、どのようなメリットがありますか？

例えば、幼稚園は施設それぞれの建学の精神に基づき運営しており、保護者の皆さまはその運営方針に共感して入園されるので、教育や子育てについての考え方が近い方が多く、「保護者同士が友達になりやすく、長くお付き合いが続き、様々な相談にもものってもらうこともあり助かる」といった話を伺います。また、お子さんたちも同じ小学校にそのまま一緒に行くケースが多いため、お子さんの友達形成や、地域との関係において、良好な関係を築きやすいといったこともあるようです。

保育施設並みに預かり保育を実施している施設も多数ありますので、小学校や中学校までのお子さんの育ちを見すえながら、幼稚園を施設選択の一つとすることも、大切な視点だと思います。